

第1 家庭ごみ

人口が増加する中でごみ減量を進めていくためには、市民1人1日あたりの家庭ごみ量（家庭ごみ原単位）を下げることが不可欠である。

家庭ごみ原単位：平成27年度 → 平成32年度（第2次中間目標年次）
515 g → 501 g

家庭ごみ減量・リサイクルに向けた取組み



(1) 広報・啓発

- 2Rに重点を置いた3R推進モニターの実施
- ごみの分別等についての広報啓発
 - ・ 家庭ごみルールブック等の作成
 - ・ 出前講座
「知って得する！3R名人」
- 3R推進キャンペーン



- Webサイトによる情報提供
 - ・ 福岡市ごみと資源の出し方・分け方情報サイト
 - ・ 動画・SNSによる情報発信

(3) その他の取組み

- 生ごみ減量・リサイクルの促進
 - ・ 水切り・食べ切り。使い切りの啓発
 - ・ 段ボールコンポストの普及

(2) 資源物の回収

- 地域集団回収等による資源物回収強化
 - ・ 地域集団回収等報奨制度による支援
 - ・ 市民に身近な場所への資源物回収拠点の設置
 - ・ 単身者用マンション等での古紙等回収促進



- 使用済小型電子機器の回収
- 蛍光管・乾電池の回収



- 古着の回収



- ：現在の取組み
- ：28年度新規取組み

1 現在の取組み

(1) 広報・啓発

① 2Rに重点を置いた3R推進モニターの実施

3Rのうちリデュース、リユースについては、リサイクルより優先度が高いにもかかわらず、認知度が低いため、3R推進モニターを募集し、リデュース、リユースを中心とした取り組みを具体的に示して啓発を行っている。

＜平成27年度実施結果＞

【参加者】198名（うち、実績報告の回答者は152名）

【取組結果】実践後のごみの排出量が全体で389.7kg,
1世帯の平均では、1日あたり85.5g,
1人あたりでは、28.8g削減された。

【モニターの意見及び効果】

- ・3か月取り組んで、3Rへの意識が高まった。これからもできる範囲で取り組みたい。
- ・マイバッグを家族に1枚ずつ持たせるようにした。
- ・少しの心がけでごみが減ることを実感した。今後も続けていきたい。
- ・推進モニター終了後もごみを減らす意識を持って取り組みたい。
など、モニターでの取り組みを契機として、3Rの実践行動が定着している。

② ごみの分別等についての広報啓発

転入者や不動産会社等に家庭ごみルールブックやガイドを配布し、ごみの分別・資源物の回収等について周知を行っている。

また、広報物だけでは情報が行き届かないため、地域団体や日本語学校に対して、ごみの分別体験等を通じて3Rについての理解を深める出前講座を実施している。平成27年度からは、子どもの頃からの意識の向上や家庭での3Rの実践につなげていくため、小学5、6年生の家庭科の授業においても実施している。

＜実施実績＞

平成25年度	33回	(受講者数2,031人)
平成26年度	41回	(受講者数1,812人)
平成27年度	95回	(受講者数3,705人)

③ 3R推進キャンペーン

10月の3R推進月間に、市内のスーパーマーケット等と連携し、マイバッグ持参によるレジ袋の削減を中心とした3R推進キャンペーンを実施することにより、市民の意識の向上を図っていく。

(2) 資源物の回収

①地域集団回収等による資源物回収の強化

近年、電子媒体の普及等により、地域集団回収等の資源物回収量は減少傾向にあるため、雑がみの回収を促進する広報等を強化している。また、集団回収を実施していない地域や単身者用マンション等での古紙等の回収促進を図っている。

年度	25年度	26年度	27年度
実施団体数	1,916 団体	1,951 団体	1,971 団体
設置個所数	500 か所	504 か所	507 か所
回収量 ^{※1}	47,195 トン	42,177 トン	40,645 トン

※1) 回収量は、地域集団回収、紙リサイクルボックス、校区紙リサイクルステーション、区役所等公共施設での拠点回収、新聞社の新聞古紙回収などによる回収量

②使用済小型電子機器の回収

区役所や地下鉄駅等市内 65 か所に設置しているボックスでの回収を行うとともに、平成 27 年度からは粗大ごみとして出されたプリンター等の小型家電の選別回収を行っているほか、宅配便を活用した回収を行う民間業者と連携するなどにより、使用済小型電子機器の再資源化を図っている。

<回収実績>

平成 26 年度：4,045kg (ボックス回収のみ)

平成 27 年度：44,725kg^{※2}

※2) 内訳

- ・ボックス回収 4,241kg,
- ・粗大ごみからの回収 31,195 kg,
- ・民間業者の宅配便での回収 9,289 kg



③蛍光管・乾電池の回収

平成 27 年度から市内の家電量販店に回収ボックスを設置し、蛍光管・乾電池を回収するとともに、蛍光管のみを回収していた区役所・市民センター等の資源物回収拠点でも乾電池の回収を開始し再資源化を図っている。

年度	26年度	27年度	28年 (4月～6月)	【参考】27年 (4月～6月)
設置個所数	11 か所	24 か所	30 か所	24 か所
回収量	1,470kg	9,983kg	5,160kg	1,688kg

(3) その他の取組み

生ごみ減量・リサイクルの促進

生ごみの中には多量の水分が含まれているとともに、未利用食品が多くみられるため、家庭でできる「水切り、食べきり、使い切り」の具体的な取り組みを示し、実践行動へとつなげるための広報・啓発を進めている。

また、コンポストを使った生ごみの堆肥化に関する講座を各区や3Rステーションにおいて開催し、段ボールコンポストの普及を図っている。

2 28年度新規取組み

(1) 広報・啓発

Webサイトによる情報提供

平成28年4月に開設した「福岡市ごみと資源の分け方・出し方情報サイト」を活用し、情報が伝わりにくい転入者や若年層を資源物回収に誘導していく。また、現在掲載している「ごみの分け方（品目）検索」や「資源物回収拠点検索」に地域の集団回収やスーパー等での資源物回収等の情報を追加するなど、市民がより利用しやすいサイトとなるよう改修を行っていく。さらに、啓発動画やSNSなどを活用し、3Rの情報を市民に分かりやすく提供していく。



(2) 資源物の回収

古着の回収

平成28年5月から市内4か所（博多市民センター、南市民センター、城南市民センター及びまもるーむ福岡）で使えなくなった古着の回収を開始しており、回収拠点の増設やイベントによる回収を実施することで、使えなくなった衣類のリサイクルを推進していく。また、まだ使える衣類については、3Rステーションや民間のリユースショップの情報を提供し、リユースへの誘導を図っていく。



第2 事業系ごみ

事業系ごみの減量・リサイクルを推進するための取組みは以下のとおりである。

事業系ごみ減量・リサイクルに向けた取組み



①事業所へのごみ減量指導

- 廃棄物減量計画書の提出義務付け
- 特定事業用建築物への立入



②資源化に関する情報発信

- 「事業系ごみ資源化情報発信サイト」を活用した情報発信
- 事業系一般廃棄物処理ルールブックの送付



③食品廃棄物のリサイクル

- 事業系食品廃棄物リサイクル推進事業
- 事業系食品リサイクル支援モデル事業
- 「もったいない！食べ残しをなくそう福岡エコ運動」の本格実施



④古紙のリサイクル

- 事業系古紙回収推進事業
- 資源物回収協定制度
- コンベンションのごみ対策



⑤資源化技術研究への支援

- 事業系一般廃棄物の資源化に関する技術等を研究しようとする事業者に対し、実証研究等に係る費用の一部を補助

⑥資源化施設整備への支援

- 資源化施設整備補助金の拡充
- 古紙及び食品廃棄物の資源化施設整備支援



⑦その他

- 自己搬入される木くずの資源化施設への誘導

- ：現在の取組み
- ：28年度新規取組み

1 現在の取組み

①事業所へのごみ減量指導

特定事業用建築物（延床面積1,000㎡超）の所有者等に、「廃棄物減量等推進責任者の選任」及び「廃棄物の減量等に関する計画書」の提出を義務づけ、計画に従ったごみ減量・リサイクルの推進及び適正排出について、立入等により指導を行っている。

平成27年度は食品廃棄物の多量排出事業者を中心に1,468件に立ち入りを実施した。

②資源化に関する情報発信

「事業系ごみ資源化情報発信サイト」を活用し、事業者には事業系ごみの資源化に関する情報等を提供し、積極的に広報・啓発を行っている。

また、平成27年7月に「事業系一般廃棄物処理ルールブック」を市内の新規事業所（約2,700件）に郵送し、ごみ減量・リサイクルについて啓発を行った。

③食品廃棄物のリサイクル

平成26年度に市内の食品廃棄物資源化施設が増設されたこと、食品廃棄物に限定した収集運搬許可制度が発足したことから、当該施設を利用したリサイクルへの啓発及び誘導を行っている。

食品廃棄物の多量排出事業者については、特定事業用建築物の立入検査時等に食品リサイクルに関するチラシの配布や資源化施設の利用の推奨等を行い、再資源化の啓発を実施した。(平成27年度実績：90ヶ所)

中小規模の飲食店等食品関連事業者については、保健福祉局と連携し、保健所が飲食店等に立入する際や、窓口で飲食店等の営業許可申請を受け付ける時、及び飲食店等を対象に開催する食品衛生講習会に市職員が講師として参加する(平成27年度実績：75回3,661事業者へ説明)時などにチラシを配布(平成27年度13,500部)することで周知を図った。

④古紙のリサイクル

福岡市、事業用環境協会、ペーパーリサイクル協同組合等で構成される事業系古紙回収推進協議会による事業系古紙回収推進事業が中心である。許可業者をはじめとした関係業界との連携による効率的な古紙回収システムの構築・拡大を行っている。

平成27年度の回収実績は3,150トンである。

また、平成23年度から古紙及び機密文書の回収を促進するために、資源物回収協定制度を実施し、協定締結業者は福岡市ホームページ及び「事業系ごみ資源化情報発信サイト」に掲載している。

加えて、コンベンションのごみ対策として、福岡市内で開かれる多くのイベント、会議等に国内外から人が集まっているが、施設によって資源化の取り組みに差があることや一過性のイベント等の場合にごみの分別やリサイクルの取組みが行われにくい場合、会場となる施設や運営団体等と連携し、新たなごみ出しルールの検討や施設利用者に対するごみ減量の啓発等を行い、ごみの減量・再資源化に取り組むこととしており、平成27年度については、福岡国際会議場における紙ごみの分別実験を試験的に実施し、紙ごみの減量効果や課題等の調査を行った。平成28年度においても、引き続き継続実施する。

⑤資源化技術研究への支援

事業系ごみの資源化を推進するため、「事業系ごみ資源化推進ファンド」を活用し、食品廃棄物、使用済み紙おむつ等の事業系一般廃棄物の資源化に関する技術等を研究しようとする事業者に対し、研究に要する費用の一部を補助することにより、その取組みを支援している。

⑥資源化施設整備への支援

事業系ごみ資源化推進ファンドを活用して、資源化施設の整備に要する費用について、その一部を補助することにより、本市の一般廃棄物の資源化施設の基盤整備を図っている。平成27年度は補助金要綱を改正し、資源化施設整備補助金の拡充を行った。

【補助金要綱の改正内容】

	改正前	改正後
補助率	補助対象金額の3分の1以下	補助対象金額の2分の1以下
限度額	2億円	3億円

2 28年度新規取組み

食品廃棄物の減量(リデュース)の推進

食べ残しを削減し食品廃棄物の減量を推進するため、市内飲食店及び宿泊施設等の利用者へ食べ残しゼロを目標とする「もったいない！食べ残しをなくそう福岡エコ運動」を実施している。

平成28年度は、広報啓発に力を入れることとしており、12月の忘年会シーズンにはテレビCMによる啓発を予定している。また、平成28年4月より本運動の趣旨に賛同し協力いただける市内飲食店及び宿泊施設等事業者を登録する「福岡エコ運動協力店」制度を実施、利用者へ周知を行っている。

【取り組み内容】福岡エコ3項目の取り組みを啓発する。

もったいない！食べ残しをなくそう福岡エコ運動



古紙及び食品廃棄物の資源化施設の整備支援

古紙及び食品廃棄物等の資源化施設の整備支援のため、28年度より組織を新設した。進捗状況は以下のとおりである。

○古紙の資源化施設

施設の設置計画書受理。今後事業者による生活環境影響調査後、建設手続等実施予定。

○食品廃棄物の資源化施設

施設を整備・運営する事業者の公募を今年度中に実施予定。

自己搬入される木くずの資源化施設への誘導

木くずについては、下記の民間資源化施設が8月中に稼働予定であり、受入先として十分な処理能力が確保されるため、稼働後は清掃工場等に木くずを搬入する事業者に民間資源化施設を紹介するなどして誘導を図る。

	中山リサイクル産業株式会社	木材開発株式会社
処理能力	40トン/日	39トン/日
場所	東区箱崎ふ頭4丁目	東区東浜2丁目